

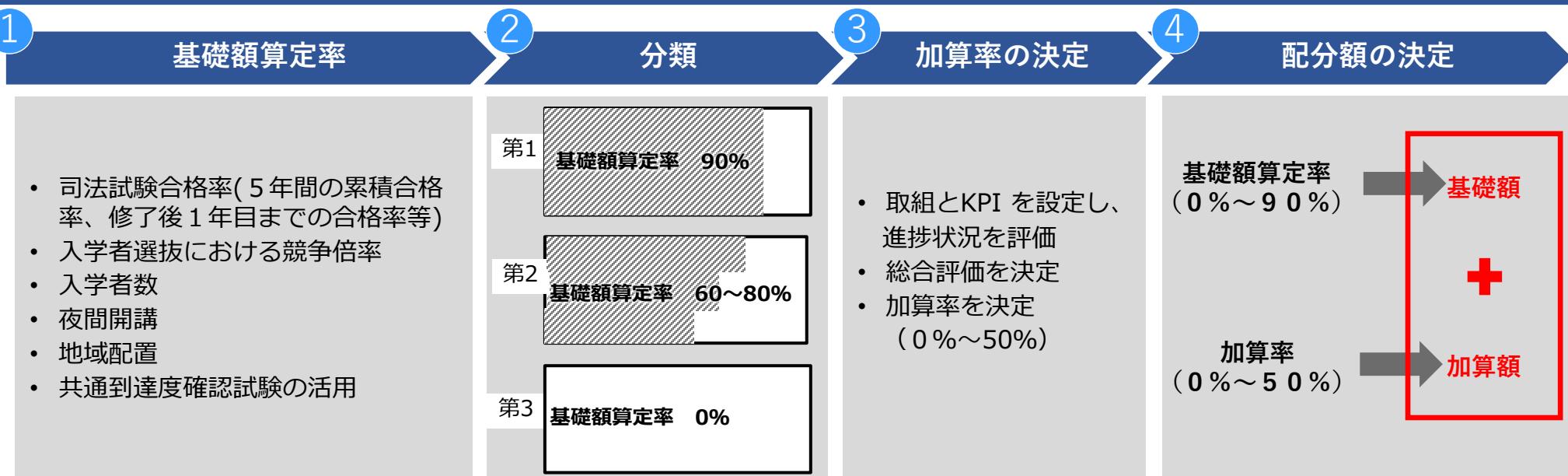


# 法科大学院公的支援見直し強化 ・加算プログラム (令和6年度～令和10年度)

【令和7年度評価版】

# 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて

- 文部科学省では、平成27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を導入し、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 本プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組の実績を評価し、加算額を設定。算出された基礎額と加算額を合わせて法科大学院への配分を決定。
- また、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても定量的な指標では評価しにくい取組もあることから、こうした取組を推進するための仕組みを令和6年度期より導入。



※予算配分の対象となる年度に学生募集を実施しない法科大学院は対象外。

※国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院（2校）は対象外。

※ KPI・・・Key Performance Indicator。重要業績評価指標。

# 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ

**基礎額算定率**：司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき3類型に分類し率を算定

**加 算 率**：各法科大学院が予め設定した5年間（令和6～10年度）の機能強化構想とそれを実現するための取組におけるKPIの進捗状況を評価し加算率を算定

**配 分 額**：基礎額と加算額を合わせたものを当該法科大学院の配分額として算出

## 評価に基づいて配分

○以下の指標の数値を点数化して評価

### 【指標】

- ・司法試験合格率(5年間の累積合格率、修了後1年目までの合格率等)
- ・入学者選抜における競争倍率
- ・入学者数
- ・夜間開講
- ・地域配置
- ・共通到達度確認試験の活用

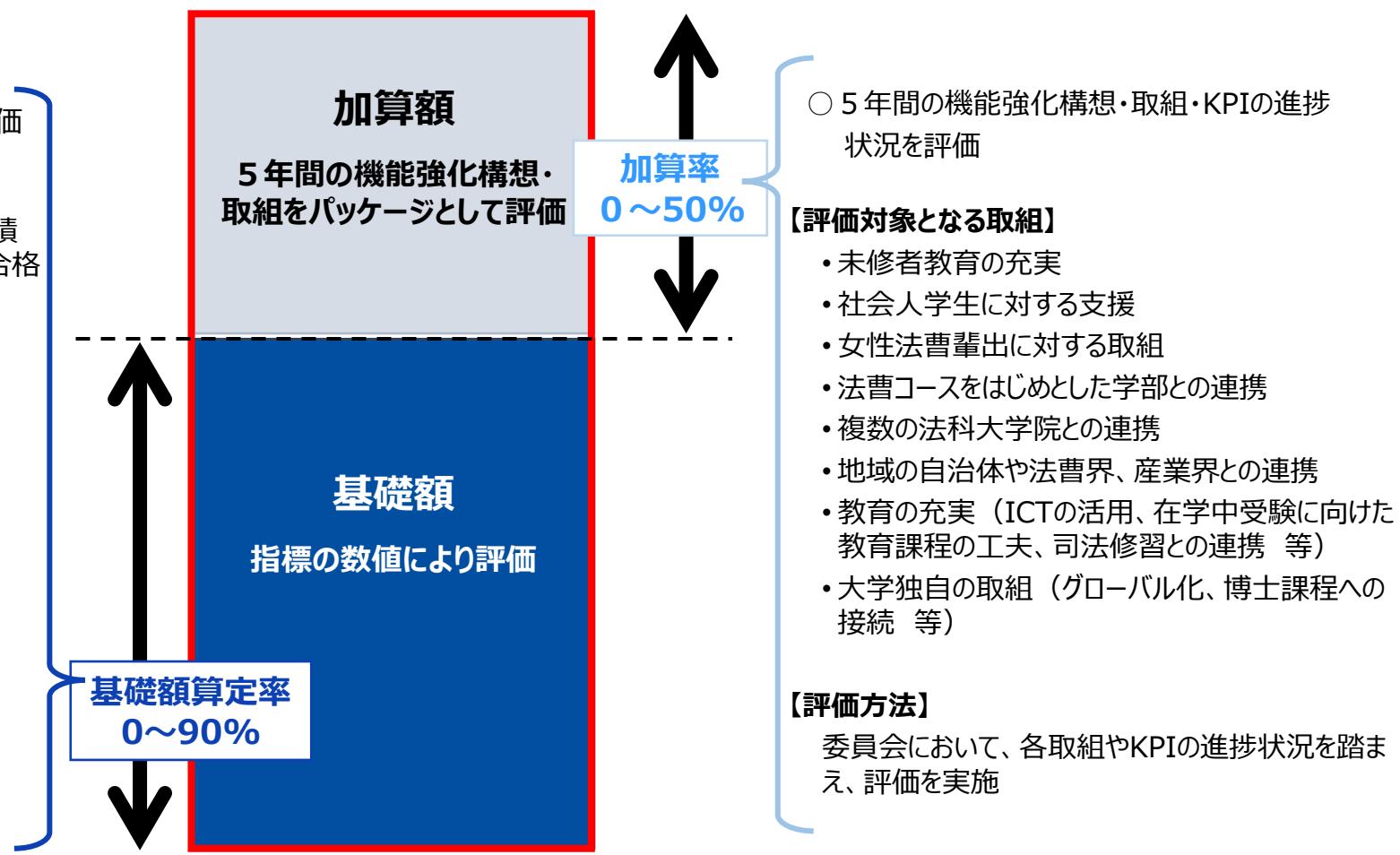
### 【類型】

指標の点数に基づき類型化

第1類型：90%

第2類型：60%～80%

第3類型：0%



# 1. 基礎額算定率の指標・配点

	指標	点数
①※ <sup>1</sup>	<p>司法試験の合格率</p> <p>直近5年間の修了者に係る累積合格率※<sup>2</sup>が全国平均以上</p> <p>直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記以外</li> <li>・直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合</li> </ul> <p>さらに、以下に該当する場合は加点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近5年間の修了者に係る累積合格率が75%以上 + 2点</li> </ul>	<p>6点</p> <p>2点 0点</p>
②※ <sup>1</sup>	<p>法学未修者の司法試験の合格率</p> <p>直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上</p> <p>直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記以外</li> <li>・全国平均の半分未満</li> </ul> <p>さらに、以下に該当する場合は加点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が55%以上 + 2点</li> </ul>	<p>5点</p> <p>2点 0点</p>
③※ <sup>1</sup>	<p>修了後1年目までの司法試験の合格率</p> <p>法科大学院修了後1年目までの司法試験合格率（既修・未修合計）について 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上</p> <p>「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記以外</li> <li>・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続</li> </ul> <p>さらに、以下に該当する場合は加点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3年間の「合格率が55%以上」 + 2点</li> </ul>	<p>4点</p> <p>2点 0点</p>
④	<p>入学者選抜における競争倍率</p> <p>2.0倍以上</p> <p>1.75倍以上かつ2.0倍未満</p> <p>1.5倍以上かつ1.75倍未満</p> <p>1.5倍未満</p>	<p>3点</p> <p>2点</p> <p>1点</p> <p>0点</p>

# 1. 基礎額算定率の指標・配点

⑤	入学者数	下記以外 3年連続して入学者数が10名未満である場合	2点 0点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施※3 上記以外  さらに、要件を満たした上で以下に該当する場合は加点 ・直近の社会人入学者数が10名以上 + 1点	1点 0点
⑦	共通到達度確認試験の活用	活用している（進級判定、学修状況の把握、学習指導、FD活動、教材開発など） 活用せず	2点 0点
⑧※4	地域配置※5 又は 夜間開講※6	同一都道府県内に2校以下 同一都道府県内に3校以上  実施 実施せず	2点 0点  2点 0点

※1 在学中受験の取扱いは「（参考）基礎額算定率の指標①②③における在学中受験の取扱い」を参照。

※2 各法科大学院の修了者のうち、法科大学院修了資格をもって司法試験を受験した者の実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※3 別に示す条件は以下のとおりとする。

- ・夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第14条に該当)、これらの授業のみで学位が取得できる体制であること（一部のコース等に限り(例：既修コースのみ)学位が取得できる体制である場合を含む）
- ・社会人入学者の割合が全国平均以上
- ・社会人学生が学びやすい環境を整備している（例：オンデマンド方式の遠隔授業の活用、長期履修制度の柔軟な運用など）

※4 ①～⑦の指標によって分類を行った際、第3類型に該当する場合に適用。

※5 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※6 夜間開講の定義は、以下のとおり。

- ・夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第14条に該当)、これらの授業のみで学位が取得できる体制であること（一部のコース等に限り(例：既修コースのみ)学位が取得できる体制である場合を含む）

本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

## 2. 基礎額算定率の分類（点数、類型及び基礎額算定率の関係）

①～⑧各指標の合計点数により、類型及び基礎額算定率を決定

点数	類型	基礎額算定率
23～30点	第 1	9 0 %
18～22点	第 2 A	8 0 %
12～17点	第 2 B	7 0 %
8～11点	第 2 C	6 0 %
0～7点	第 3	0 %

# (参考) 基礎額算定率の指標①②③における在学中受験の取扱い

直近5年間の修了者に係る累積合格率（全体・未修）

修了後1年目までの司法試験合格率（直近3年間）

## 令和6年度評価（令和7年度予算）の場合

	令和元年司法試験	令和2年司法試験	令和3年司法試験	令和4年司法試験	令和5年司法試験	令和6年司法試験
令和元年度修了者		修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
令和2年度修了者			修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目
令和3年度修了者				修了1年目	修了2年目	修了3年目
令和4年度修了者					修了1年目	修了2年目
令和5年度修了者					在学中受験	修了1年目
令和6年度修了者（予定）						在学中受験

## 令和10年度評価（令和11年度予算）の場合

	令和5年司法試験	令和6年司法試験	令和7年司法試験	令和8年司法試験	令和9年司法試験	令和10年司法試験
令和5年度修了者	在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
令和6年度修了者		在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目
令和7年度修了者			在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目
令和8年度修了者				在学中受験	修了1年目	修了2年目
令和9年度修了者					在学中受験	修了1年目
令和10年度修了者（予定）						在学中受験

### 3-1. 加算率の評価方法【令和7年度】

- 法科大学院が設定した毎年度のKPIの達成状況等について審査を実施。
- KPIの実績値と目標値の比較や各取組の進捗状況を踏まえ、以下の表に基づき、  
5・3・1・0点の4段階で評価

摘要	点数
<p>令和7年度の実績値について、以下の<u>いずれ</u>にも該当している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>目標値を著しく上回っている。</li><li>目標値が割合の場合は、実数も増加している、割合以外の場合は取組内容も進捗している。</li></ul>	5
<p>令和7年度の実績値について、以下の<u>いずれか</u>に該当している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>目標値に達している。</li><li>目標値に達していないが、全国平均を上回るなど他の法科大学院と比較しても高い成果を上げている。</li></ul>	3
<p>令和7年度の実績値について、以下の<u>いずれ</u>にも該当している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>目標値に達していないものの、一定の成果が見られる。</li><li>今後の改善に向けた具体的な対応方策が示されている。</li></ul>	1
<p>令和7年度の実績値が目標値に達しておらず、少なくとも以下の<u>いずれか</u>に該当している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>基準値も下回っているなど非常に低い。</li><li>今後の改善に向けた具体的な対応方策が示されていない。</li></ul>	0

## 3 - 2. 加算率の評価方法（低目標KPI）【令和7年度】

通常通り評価をした上で、評価を1ランク下げる。

摘要	点数	低目標KPI の点数
<p>令和7年度の実績値について、以下の<u>いずれ</u>にも該当している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・目標値を著しく上回っている。</li><li>・目標値が割合の場合は、<b>実数も増加</b>している、割合以外の場合は<b>取組内容も進捗</b>している。</li></ul>	5	3
<p>令和7年度の実績値について、以下の<u>いずれか</u>に該当している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・目標値に達している。</li><li>・目標値に達していないが、全国平均を上回るなど他の法科大学院と比較しても高い成果を上げている。</li></ul>	3	1
<p>令和7年度の実績値について、以下の<u>いずれ</u>にも該当している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・目標値に達していないものの、一定の成果が見られる。</li><li>・今後の改善に向けた具体的な対応方策が<u>示されている</u>。</li></ul>	1	0
<p>令和7年度の実績値が目標値に達しておらず、少なくとも以下の<u>いずれか</u>に該当している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基準値も下回っているなど非常に低い。</li><li>・今後の改善に向けた具体的な対応方策が<u>示されていない</u>。</li></ul>	0	0



### 3-4. 加算率の分類（点数、総合評価及び加算率の関係）

算出された各法科大学院取組の合計点により、S・A・B・C・D・Eの6段階で総合評価を判定し、加算率を決定。

点数	総合評価	加算率
4.5～5.0点	S	50%
3.5～4.4点	A	30%
3.0～3.4点	B	20%
2.0～2.9点	C	15%
1.0～1.9点	D	5%
0.0～0.9点	E	0%

### 3-5. 加算率（参考：前期（H31～R5）からの見直し点）

①中教審大学分科会法科大学院等特別委員会の議論のまとめ等を踏まえた「区分」を設定（区分）

未修者教育の充実

社会人学生に対する支援

女性法曹輩出に対する取組

法曹コースをはじめとした学部との連携

複数の法科大学院との連携

地域の自治体や法曹界、産業界との連携

教育の充実（ICTの活用、在学中受験に向けた教育課程の工夫、司法修習との連携 等）

大学独自の取組

（参考：令和元年度から令和5年度の区分）

- ・法科大学院と法学部等との連携強化の取組、法学未修者教育の質の改善の取組（重要度40～70%）
- ・法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に資する連携・連合の取組（重要度0～30%）
- ・その他大学独自の取組（重要度0～30%）

②評価負担の軽減のため、取組数は最大6個程度（最低2個以上）

③KPIの設定

- ・司法試験合格率に関するKPIは、合格率が全国平均未満の法科大学院、未修者と社会人の場合にのみ設定可能
- ・連携協定（法曹コース）を締結している場合は、司法試験合格率（法曹コース出身者）のKPIを設定
- ・「目標値」は評価期間内に計測可能なものとする
- ・「基準値」は取組内容を踏まえ、評価年度前年度あるいは3カ年の平均値などを設定
- ・年度毎の目標値も設定

### 3 - 5. 加算率（参考：前期（H31～R5）からの見直し点）

#### ④機能強化構想充実分（新規）

- ・定量的な指標では評価しにくい取組や安定的な数値の上昇がまだ見込めないものなど、プロセスとしての法曹養成に資する取組を評価
- ・ただし、評価結果については、当面、評点や配分率には反映しない
- ・各法科大学院の判断により必要に応じて設定（義務づけない）
- ・先進的あるいは挑戦的な取組だけではなく、既に地道に実施している取組など、多様な取組を対象とする
- ・取組の進捗状況、実施状況を確認し、当該取組がより進捗するよう前向きな評価を実施
- ・評定は付さず、委員のコメントを付すのみ
- ・予算との連動については、大学の取組状況等を踏まえ、今後、検討する

（例：一定期間後に、本委員会で特色ある取組と評価された場合に予算に反映する等）